

令和元年第2回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年5月10日（金）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和元年5月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	5番 松野 智子
	6番	濱崎 伸二	7番	嶋田 正忠	8番 大淵 一弘
	9番	島川 俊昭			
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	楠田 源志	池上 春男		
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治	
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉		
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

10番 石井 博俊
-----------
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域 中村 建治
------------
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記 木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第3号	農地法第18条第6項の規定による合意解約届について
議案第3号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画（案）の決定について
	その他

事務局

起立。礼。着席。

それでは、ただいまから令和元年度第2回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

皆さん、改めましておはようございます。5月、いよいよ新元号の令和元年ということで、時代が大きくかわってまいります。振り返ってみますと、平成の時代も非常に地震やら豪雨やらで災害が多かった年代ではなかったかと思えます。

ちょっと二、三振り返ってみますと、平成3年に雲仙普賢岳が火砕流を起こしました。多くの方が亡くなっております。それから、阪神大震災、東日本大震災、東京の大島の地震とか、忘れてならないのが熊本の28年4月14日、16日の大地震でございました。ほんとうに平成の時代は災害が多かった年代ではなかったかと思えます。新しい元号にかわりましたけれども、あとは皆様の幸せと、また希望と夢を持った年代になりますように期待したいと思います。

今日は令和元年度の第2回の定例会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

それでは、本日の欠席委員を御報告いたします。10番石井委員より欠席の届け出の連絡がっております。したがって、本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告します。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いいたします。

濱北会長

それでは、ただいまより議事に入ります。本日の提出議題は、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、7番嶋田委員、8番大淵委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

早速、議事に入ります。2ページです。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局

事務局より説明を求めます。

それでは、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の2ページと3ページにわたりまして、受付番号1番から6番になります。

濱北会長	<p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりでございます。</p> <p>申請理由につきましても、議案書に記載のとおり合意解約となっております。</p> <p>簡単ではございますが、以上で報告第3号の説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はないでしょうか。</p> <p>—ありません の声有—</p>
濱北会長	<p>ありがとうございます。なければ報告第3号は承認したものと認め終わります。</p> <p>次に進みます。4ページです。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、受付番号1番から3番は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。議案書4、5ページの、受付番号1番から3番になります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地の場所ですが、受付番号1番につきましては議案書の6、7ページ、JAたまな長洲供給センター西側になります。続いて、受付番号の2番につきましては、8、9ページ、こちらは腹栄中学校東側になります。それと、受付番号3番は10、11ページ、赤崎公民館東側、12、13ページ、古城公園西側になります。</p> <p>申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の1ページから6ページですけれども、内容は同一ですのでまとめて御説明させていただきたいと思っております。</p> <p>申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、知人の農業者に農作業を教わり耕作を始められるということでございます。農作業に必要な機械は知人から借用するという事です。申請地には水稻、野菜の作付を行うということであり、今後も全ての農地を利用し適切な管理を行っていくということです。</p> <p>機械の所有状況でございますが、先ほども御説明しましたとおり、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等の必要機械は借用にて作業されるということでございます。</p> <p>通作距離につきましては、申請地全て自宅から車で10分程度ぐらいということでございます。</p> <p>地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には水稻、野菜の作付を行うということで、周辺には住宅も点在するため、環境の</p>

濱北会長

保全に鑑み、農薬の使用については地域の使用基準に従い使用すると。農地の耕作管理を行っていくということでございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後が3,440㎡で、現在の下限面積の3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号1番から3番までの説明を終わらせていただきます。

大淵委員

ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。1番の補足説明を農業委員8番大淵委員にお願いいたします。

8番の大淵です。

対象の土地を見に行きましたけども、別に人に迷惑をかけるような立地条件ではありません。家の横で小さいんですけども、買われて申請者の方になるだけ土地を荒らさないようにとお願いしたいと思っております。

審議のほど、よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございます。続きまして、担当推進員の徳永推進員に御意見を伺います。

徳永推進委員

今のところは草も30センチから40センチぐらいですけども、1年放置すればどうにもならないような状態になるんじゃないかということで、そういったことがあれば適宜管理していただきたいと思いました。

以上です。

濱北会長

ありがとうございます。続きまして、2番、3番の補足説明を農業委員の2番増岡委員にお願いいたします。

増岡委員

8日に池上さんと現地を見て回りました。いずれも家があって所有者はここにいない方、そして、前の畑だけ申請が上がっている状態です。誰も知っている人がいないので、ほんとうに先ほどのところと同じですけど、放っておけば荒れるだろうという、今はちょっと手入れをすれば野菜はつくれると思います。そんな感じで、ほんとうに荒らさないで、本人が家にいなくなったら家ごと農地も荒れていくので、予防するには誰かがつくってほしいなと思いました。

御審議のほどお願いいたします。

濱北会長

ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の池上章推進員に御意見を伺います。

池上（章）委員

池上です。

先日3人で回ってまいりましたが、何年も前からあんまり手をつけられない状態で、草ばかり生えて、誰も植える人がいなかったような感じです。今、木とか植わってますけど、これは今のうちに整備すれば、まだなんとか畑にはできるんじゃないかとは思いますが。それで、今のうちに整備してやっていただければ、そのほうが

一番いいんじゃないかと思うような場所でもあります。

皆さんの審議をお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局と担当委員の説明がございました。この件について皆さんから質問等はございませんか。

楠田推進委員 楠田です。

写真ば見っと、かなり荒れとるようですね。ここはどがんしなはつと。ただ整地すると言うてもですね、機械を入れてするか、個人ですか。こういうふうなところはいっぱいあるけんですね。もし、簡単に出来るようなら、参考にしたいと思いますので。

事務局 現地はですね、写真の撮り方にもよったんですけど、まず1番のところは、先ほど大淵さんと徳永さんが言われたとおりに、細長い草が30センチぐらいの高さになっているぐらいなので、逆に言うと、まだ全然、草刈機とかですら切れるような草ではありません。これが1番です。

2番のところは、実際に現地も見にくいですけど、花とかは少しきれいで、植えてあって、木とかは多分、果樹か何かとは思いますが。

3番については、一番上の写真、古城のところは圃場整備になっていて、きれいにここは起こしてあります。

楠田推進委員 上はわかります。

事務局 その下については、写真は草が生えていましたけど、一昨日、増岡さんと池上さんと見に行ったときには草が刈ってありました。それで、一応寄せてはありました。なので、ちょこちょこはされているところではあると思います。今のところいきなり重機から何から入れなければならないという状況ではないです。

楠田推進委員 4ページに、何か木も映とるけんですね。

事務局 多分、果樹の木か何かそんな感じのがぼつぼつとある形で、全体的にずっと木が植わってる感じではなかったです。

楠田推進委員 わかりました。

濱北会長 ほかにございませんか。

増岡委員 ちょっと質問ですけど、譲受人がほんとうに農業をしてなくて、いきなり、ほんとうにしてくれるのが疑問というのが率直な気持ちなんですけど。

それで、もしこれをするって言って、一、二カ月ぐらいしてから転売とか太陽光とか何かされるならば、ほんとうに野菜をつくってくれるのか。最低1年ぐらいはやっぱり農業をしてほしいなと思いますね。

過去にもあったじゃないですか。買って、そして売ったりとか、太陽光をしたりとか。ほんとうに矛盾してるんです。農業を拡大するために買ったって言うんだけど、一方では売る。そんなふうにして、言葉は悪いですけど土地転がしみたいなのをされたらたまったもんじゃないと思います。痛し痒しですよ、家が空き家になっ

事務局  
増岡委員  
事務局

てそして農地も荒れることになって。そんなことでこれからの農地、空き家対策にも関連しますが、そのようなところをよく考えて、この譲受人の方には最低1年度は農業をやってほしいと希望します。

そこは伝えます。

はい。

話を聞いた中でも、すぐ転売という話はないそうです。

これは全部先ほど増岡さんが言われたとおり、結局空き家になったところの付随した家の前の農地なんで、庭農地ですね。それで、結果的に誰も買う人、買えないというのが現状ですよ。それで見てもらおうと、譲渡人は町内にいません。それが今、楠田さんが言われたとおり写真で見たときは、ここまで荒れ放題になったと。今回譲受人がまとめてだったとは思いますが。その中で、本人が野菜とか家庭菜園に近いのもすると思っています。

ただ、最初に増岡さんも言ってもらったとおり、少なからずとも最低限管理してくれる人が、まず町内というか、近くに居るところで、最低限の管理はまずしてもらおうと。それで、すぐ次に売るとか、そこに何かをされるとかいうのは、確かに決まりはないです。買ってすぐだろうが、買って1年はしなさいとか、3年はしなさい、10年はしなさいというのは確かにないんですけども、最低限1作とかこちらからもお願いという形で伝えますので。

濱北会長

皆さん知ってあっと思いますが、草ちゅうのは伸びると速いですよ。その辺の管理は、ほんと守ってもらいたいと私もお願いしたいと思います。

嶋田委員  
濱北会長  
嶋田委員

いいですか質問です。

どうぞ。

現状を農作業しやすい状況にした上で、この申請を上げるということはできんですか。

要するに譲受人が農業をされるという条件で、今、上がってきてますよね。ですから、それをできる条件に農地を整備して、そして申請を上げるというような形はできないんですか。

それを、リースとか何とかで借りてきて、農耕するということで、今、申請が上がってきてますよね。その前にある程度準備して、これだけ準備しましたのでどうですかというような形だったら、ある程度納得できるかなってところなんですよ。

事務局

前段の話はその前に、多分、買う人と売る人の売買だと思います。うちが定例会で皆さんのほうで審議いただいて、許可がない限り自分の所有にはならないので、勝手に整地していいものかと。

嶋田委員

だけんここです、仮に半分は受けましたよって言って許可を出しといてですよ、あと半分はちゃんと整備した上でまた申請してもらったら、私たちもちょっと納得いかなというところがあって。

事務局  
嶋田委員  
事務局

農林水産課  
濱北会長  
農林水産課

濱北会長  
事務局

濱北会長

事務局

濱北会長

楠田推進委員

どうでしょうかね。

なかなか難しいと。

そういう事例は今までなかったと思いますけれども。

ないと思います。事前に最初に起こしてとかいうのは、受人、渡人の事前の話ししかできないのかなとは思いますが。

済みません、ちょっと農林水産課からいいですか。

どうぞ。

耕作放棄地の件で、今、委員さんのほうが現状は、大体把握されているかと思うんですけど、今後住宅地の中にある農地がついている空き家の耕作放棄地が、かなり問題になってくるんじゃないかなと思うとおります。こういった農地をどうやって管理していくかちゅうのは、今後課題になってくるかと思えます。

例えば、今、空き家を空き家バンクとかで、その農地を空き家に住む人が耕作するとかいった制度を、今、先進地当たりでは取り組んでいるところもあつたりもするし、そういった制度も含めて委員さんあたりとも一緒に考えていけたらと思えます。

今回は譲受人の方が購入されるというところで申請が上がって来ますけど、そういった小面積の家庭菜園的な農地、そういったところを今後考えていかないといけないと思っております。

ありがとうございました。

3月に下限面積を下げたときの前段で、1月、2月に県内各市町村の下限面積をお見せしたときにお話ししたと思うんですけど、県内で三つの自治体が、空き家バンクに登録した家の庭が農地だった場合、そこを特例で1アールまで下限で下げるという特例をつくっているのが三つあるんですよ。ただ、空き家バンクに登録したところ限定なんです。どこの市町村も。長洲町にもそれはないので適用はできませんし、まだ空き家バンクを所管しているまちづくり課からもその相談はないです。

まず管理のほうは必ずお願いするところと、先ほどもお話ししたとおり1作は何かしてくださいとか、そういうところをお願いしていくしかないのかとは思いますが。

ちょうど先月だったですかね。3,000㎡に下げたばかりに、これを何か待ったように何か申請が出たもんだから。そういう疑いを持たれても仕方がないですもんね。

3,000㎡の前にこれを私は聞いていませんでした。たまたま1番目がこれだったんで、ちょっと全てが重なって、皆さんが疑念を抱きそうな段取りになってしまいましたけれども。

ほかにはないですか。さっき話があったように、この辺は管理はぴしゃっとするというので。

リースはどっから借ってきてきよるわけですか。

事務局	これは長洲の認定農家です。
楠田推進委員	ああ、認定農家から。
事務局	はい。一緒にするそうです。
徳永推進委員	ばってんが、今は管理する者が誰かおらんと荒れてしまいたい。
事務局	そこは一番に念を押します。まず荒れないことと、周りの家に迷惑はかけなくてくれと。
徳永推進委員	今の状態ならまだ管理してある。2年も3年も経つと荒れるけん。
濱北会長	どうぞ。
濱崎委員	住宅付の農地に限るとかいうやつが長洲町にもできる可能性はありますか。
事務局	まちづくり課から相談があれば検討していくところだと思います。
濱崎委員	それができればよかったいね。
濱北会長	ほかに何か御意見はないですか。
濱北会長	—ありません の声有—
事務局	でしたら、譲受人に管理ばとにかくびしゃつとしてくださいって
島川委員	ということ、それを守ってくださいと言うほかないもんな。
事務局	はい、わかりました。
事務局	問題は荒れんごとしとかんと。
事務局	はい。荒れんごとと、すぐ事業はしないてくださいということは伝えます。事前に申請があったときから言っています。まさかこれで一、二カ月ですぐ何かないですよねって。そういうことだけはやめてくださいとは伝えてますので、またそこは改めてお伝えいたします。
濱北会長	はい、お願いします。ほかになければ、農業委員の方の挙手をお願いします。
濱北会長	—賛成者挙手—
濱北会長	ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号1番から3番については原案どおり決定いたします。
事務局	次に進みます。14ページです。議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号、農用地利用集積計画(案)が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。
事務局	今回の申請につきましては、15ページが総括表となっております。これは2019年の期間ごとの総括ということになります。
事務局	それと、16ページが今回の借り手の一覧で、耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして、今後の経営面積となります。詳細につきましては17ページ、期間借地が1件2筆、1,209㎡でございます。
事務局	以上、議案第4号の説明を終わります。
濱北会長	ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございませんか。

濱北会長

—ありません の声有—

ほかになければ、農業委員の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第4号は原案どおり決定をいたします。

以上で、本日の提出議案は全て終了いたしました。委員の皆さん、その他、何かご意見等はございませんか。その他の件でも結構です。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ事務局より連絡事項等はないですか。

(その他事務局説明)

1. 農地等の利用最適化推進会議について

濱北会長

それでは、これをもちまして令和元年第2回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会 (終了 午前10時40分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印